

御殿場市耐震改修促進計画の改定について

○概要

御殿場市耐震改修促進計画については、新耐震基準以前の既存建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的として、平成 19 年 3 月に策定しました。

この促進計画は計画期間が平成 19 年度から平成 27 年度までとし、住宅の耐震化率は 90%、特定建築物の耐震化率は 90%、公共建築物の耐震化率は 100%の目標を設定しました。

平成 25 年 11 月に耐震改修促進法及び国の基本的な方針が改正施行され、国の耐震化率の目標が住宅は平成 32 年度までに 95%に引き上げられました。

これを受けて、静岡県では平成 28 年 4 月に静岡県耐震改修促進計画を改定し、住宅及び多数が利用する建築物の耐震化率を平成 32 年度までに 95%に引き上げられました。

こうしたことから、本市促進計画の計画期間が平成 27 年度までであること及び国・県の目標値が引き上げられたことにより御殿場市耐震改修促進計画の改定を行います。

○主な改定内容

1. 計画期間の延長と耐震化に関する目標の設定

国及び静岡県の計画期間が平成 32 年度までとなったことから、本市の計画期間も平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。

目標設定は、国及び静岡県と同様に、平成 32 年度までに、住宅の耐震化率は 95%、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を 95%とし、公共建築物の耐震化率については、引き続き 100%とします。

2. 地震及び被害想定 of 修正

本市に影響を与える地震及び被害想定について、平成 25 年に静岡県第 4 次地震被害想定が発表されたことにより、修正します。

3. 現状の耐震化率の更新

以下のとおり、現状の耐震化率に更新します。

ア 住宅の耐震化率

| H19 年 3 月策定版 | H28 年 4 月改定版 |
|--------------|--------------|
| 75.3% | 81.3% |

イ 多数の者が利用する特定建築物の耐震化率（法第 14 条第 1 号）

| H19 年 3 月策定版 | H28 年 4 月改定版 |
|--------------|--------------|
| 74.9% | 91.7% |

ウ 公共建築物の耐震化率

| H19 年 3 月策定版 | H28 年 4 月改定版 |
|--------------|--------------|
| 65.7% | 89.4% |